

新制度に移行する私立幼稚園・
幼保連携型認定こども園の
学則(園則)の取扱いについて

平成26年9月4日

利用者負担に係る学則(園則)の記載方法

幼稚園における保育料や入園料等は、学校教育法施行規則第4条第1項に定める学則(園則)記載事項となっており、**新制度に移行する幼稚園についても引き続き、学則(園則)に記載することが必要。**

一方、新制度の「**保育料(基本負担額)**」は、**国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定める額となる**ことから、**具体の金額を学則(園則)に記載する必要はなく、例えば、「園児が居住する市町村が定める額を徴収する。」という記載だけで足りる**ものと考えられる。

また、「**上乗せ徴収(特定負担額)**」については、**具体の金額・費目と月額、年額、入園時等の別を記載することとし、「実費徴収」については、記載する必要は無い**(各園の判断により、記載することも可能)。

既存の幼稚園における学則(園則)の変更の届出は、**保護者から保育料等(「上乗せ徴収(特定負担額)」に該当するものも含む。)を徴収するまでに行うことが必要。**

検定料については、**新制度における利用者負担に該当しないため、従来どおりの取扱いとなる。**

この取扱いについては、**幼保連携型認定こども園の園則も同様(幼保連携型認定こども園の園則記載事項は、認定こども園法施行規則第16条)。**

【学則(園則)への記載イメージ】

< 現行 > 幼稚園の場合

(入園料、保育料等)

第 条 本園の入園料、保育料等は次のとおりとする。

<u>保育料(月額)</u>	_____ 円
<u>入園費</u>	_____ 円
施設維持費(年額)	_____ 円
検定料	_____ 円

< 新制度 >

幼稚園・幼保連携型認定こども園の場合

(保育料等)

第 条 本園の保育料等は次のとおりとする。

<u>保育料(月額)</u>	<u>園児が居住する市町村が定める額</u>
<u>施設整備費(年額)</u>	_____ 円
<u>研修充実費(年額)</u>	_____ 円
施設維持費(年額)	_____ 円
検定料	_____ 円

上乗せ徴収
(特定負担額)
の例

入園時にいわゆる「入園料」として徴収する場合、「入園料(施設整備費及び研修充実費)」のように用途を明示する記載も可

経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、その旨も明記(例「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額(_____ 円以上の階層区分に該当する場合は _____ 円)」)。

上記はあくまでイメージであり、全ての幼稚園の学則(園則)をこのとおりの記載ぶりに合わせることを求めるものではなく、現在定められている各園の学則(園則)をベースに適切に記載することで可。

利用者負担に係る学則(園則)への記載ぶりに関するQ&A

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。

新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、
教育・保育の対価としての性質

入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質

の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)

このうち については、上乗せ徴収として一定の要件の下で徴収することが可能であり、上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。

上記の に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。

こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。

なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1条第7号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則(園則)に記載する必要はありません。

幼稚園の
入園料等の
取扱いはどう
なるのです
か。

幼稚園に係る学則(園則)と運営規程に関するQ&A

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

学則(園則)と運営規程の関係

各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。